

事務連絡
令和3年10月29日

各位

国土交通省自動車局

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについて、11月以降の取扱いについては、令和3年9月3日付事務連絡において、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定としていたところです。

令和3年9月30日をもって27都道府県全てにおいて緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除となり、解除後1か月間については、催物の開催制限等について人数上限を5,000人又は収容定員50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方^注という経過措置が適用されているところ、今月末をもって経過措置が終了となることも踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴団体におかれては、傘下会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、催物の開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」という方針の下、現在見直しを行っていること、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

注：会場の規模が20,000人以上の場合、10,000人以上が入場する催物の開催が可能となる

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」